

# ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議

## 第5回心のバリアフリー分科会議事録

日 時：平成 28 年 11 月 24 日（木）10:00 - 12:00

場 所：ベルサール神保町 3 階会議室

出席者：

（ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議副議長）

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会  
推進本部事務局長

平田 竹男

（座長）

慶應義塾大学経済学部教授

駒村 康平

（座長代理）

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会  
推進本部事務局企画・推進統括官

岡西 康博

（構成員）

読売新聞大阪本社編集委員

井手 裕彦

株式会社ドワンゴ顧問

角谷 浩一

慶應義塾大学経済学部教授

中野 泰志

オリンピック・パラリンピック等経済界協議会

（富士通株式会社経営執行役員常務）

廣野 充俊

東京大学先端科学技術研究センター教授

福島 智

明星大学人文学部教授

吉川 かおり

全国手をつなぐ育成会連合会会長

久保 厚子

公益社団法人全国精神保健福祉会連合会事務局長

小幡 恭弘

一般財団法人全日本ろうあ連盟理事

小椋 武夫

※代理出席

全国重症心身障害児（者）を守る事務局長

北村 定義

※代理出席

一般社団法人日本パラリンピアンズ協会理事

田口 亜希

一般社団法人日本発達障害ネットワーク事務局長

橋口 亜希子

社会福祉法人日本盲人会連合組織部長

藤井 貢

特定非営利活動法人D P I 日本会議バリアフリー部会員

山寄 涼子

学校法人東学園美晴幼稚園理事長・園長

東 重満

世田谷区立山野小学校長

大字 弘一郎

特定非営利活動法人U b d o b e（ウブドベ）代表理事

岡 勇樹

公益財団法人日本財団パラリンピックサポートセンター

プロジェクトリーダー

今林 優一郎

※代理出席

全国社会福祉法人経営者協議会障害福祉事業経営委員長

久木元 司

公益財団法人精神・神経科学振興財団理事長

高橋 清久

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究企画部総括研究員	星 祐子	
公益財団法人日本補助犬協会代表理事	朴 善子	
中野区立第五中学校長	増田 稔	
全国特別支援学校長会理事	三浦 浩文	
一般社団法人日本地下鉄協会業務部長	石島 徹	
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会専務理事	伊藤 廣幸	
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会業務部長	熊谷 敦夫	
東海旅客鉄道株式会社営業本部運賃制度・駅業務グループ グループリーダー	前田 英一郎	※代理出席
公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 理事・バリアフリー推進部長	坂下 晃	
一般社団法人日本民営鉄道協会運輸調整部長	滝澤 広明	
西日本旅客鉄道株式会社鉄道本部CS推進部課長	後藤 淳彦	※代理出席
一般社団法人日本ショッピングセンター協会会員・総務部課長	塩澤 研二	※代理出席
公益社団法人日本観光振興協会事業推進本部 観光地域づくり・人材育成部門観光地域づくり・人材育成担当部長	森 元太郎	
定期航空協会事務局次長	大藤 純児	※代理出席
東日本旅客鉄道株式会社鉄道事業本部サービス品質改革部次長	渡辺 雅博	
内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会 推進本部事務局参事官	上村 昇	
内閣府政策統括官（共生社会施策担当）付参事官	坂本 大輔	
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付 政策企画・法制担当主査	石田 潤一	※代理出席
消防庁予防課設備係長	四維 栄広	※代理出席
消防庁防災課防災企画係長	和田 紘一	※代理出席
法務省人権擁護局人権擁護調査官	大手 昭宏	※代理出席
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画官	森下 平	※代理出席
スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課長	勝又 正秀	
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長	朝川 知昭	
農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課課長補佐	松尾 佳典	※代理出席
経済産業省商務流通保安グループ流通政策課係長	井出 洋文	※代理出席
国土交通省総合政策局安心生活政策課長	長井 総和	
国土交通省鉄道局鉄道サービス政策室課長補佐	杉田 敬	※代理出席
(オブザーバー)		
東京都オリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック担当部長	萱場 明子	
東京都教育庁総務部オリンピック・パラリンピック教育施策担当課長	引場 信治	※代理出席
全国知事会調査第二部長	塩野 徹	
全国市長会社会文教部長	笹島 晃司	
全国町村会行政部副部長	市川 裕之	※代理出席

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会  
組織委員会大会準備運営第一局パラリンピック統括部長  
日本パラリンピック委員会強化部強化支援課長  
(街づくり分科会 有識者)  
中央大学研究開発機構教授  
VISIT JAPAN大使

中南 久志 ※代理出席  
木下 隆幸 ※代理出席  
  
秋山 哲男  
山崎 まゆみ

#### 【岡西座長代理】

皆さん、おはようございます。大変御無沙汰しております。定刻になりましたので、ただいまから、第5回「心のバリアフリー分科会」を開催したいと思います。大変お足元の悪い中、御参集いただき、ありがとうございます。内閣官房オリパラ事務局企画・推進統括官の岡西でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

前回8月2日に中間とりまとめをいたしまして、しばらくお顔を見なかったわけですが、年末の最終とりまとめに向けてお集まりいただきまして、ありがとうございます。今後2回ほどの議論をしまして、制度面にしっかり落とし込んで、中間とりまとめに書いたものを絵に描いたモチにしないように、どうやって実行に移していくかということを中心に議論いただければと思っております。

本日も、報道関係者の方々が議事の全般にわたって同席されますので、よろしくお願いいたします。本日の配布資料の確認と出席者の紹介につきましては、時間の関係から、お手元の議事次第と出席者一覧をもってかえさせていただきます。以後の議事は駒村座長にお願いいたします。

#### 【駒村座長】

おはようございます。8月以来の久しぶりの会合でございます。あいにく非常に足元が悪いい中で御参集いただきまして、大変ありがとうございます。

私自身も今、車で足をちょっと痛めて、改めてバリアの問題を感じたところでございます。あいにくの雪ですけれども、今日、この重要なとりまとめの議論に入っていくわけで、50年ぶりの雪の日にこれをまとめたなあと、オリンピックのとき、パラリンピックのとき、思い出し、よい内容をまとめたなあと思える形で今日の議論を進めていきたいと思っております。

今日の議論は、中間とりまとめを受けて最終的なとりまとめにもっていくために、具体的、実行性のある内容に高めていくということで今日の議論を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、これより議事に入りたいと思っております。議事2について、資料1に基づいて事務局より説明をお願いいたします。

#### 【上村参事官】

おはようございます。オリパラ事務局の上村でございます。座って御説明いたします。

それでは、「最終とりまとめ(素案)」というものにつきまして、心のバリアフリーの分科会におきましては、基本的考え方の部分と、Ⅱの「心のバリアフリー」の部分について御説明いたします。

今回、8月以降本日までに行いました作業としましては、大きくはまず、毎年のPDCAサイクルの仕組みについて大枠を書き込んだこと、また、書けるものについては、施策の内容とか実現に向けた手順を各省庁でより具体的に書き込んでもらったこと、さらに、本年度の取組としていたものについて、動き出したものが幾つかございます。それら等について追加記述を行ったということでございます。それでは、それぞれの記述をご覧いただきながら、主なものについて御紹介いたします。

まず2ページ目をおめくりください。この2ページの下、「今後の施策の実行性担保」というところで、今後のPDCAサイクルの仕組みを書かせていただいております。継続的に施策ごとにその実施状況を確認しつつ、次年度に実施する施策を障害のある人の視点を反映して検討するというこのために、この分科会、また、街づくりの分科会の構成員を母体としまして、国に対して助言を行う会議を立ち上げたいと。この会議の設置の趣旨からしまして、構成の過半数につきましては、障害当事者の方、またはその支援団体ということで考えてございます。

PDCAの回し方としましては、年度末を目途に、各施策について当該年度の実施結果、また、その時点での次年度の取組予定というものを私どものほうでとりまとめまして、この評価の会議に提出したい。そして、この会議のほうでその内容を確認して必要な助言をしていただく。そして、関係府省がそれらの助言を次年度の取組に反映させるというようなことで考えてございます。

次に、6ページでございます。ここからは具体的なものについての追加部分ですとか、これまでに行ったものの記述でございます。6ページの「すべての子供達に『心のバリアフリー』を指導」という中の1つ目の矢印、ここでは、幼稚園・保育所・認定こども園について、前はこれらについても推進するという事だけ書いてございました。ここにしまして、それぞれの教育要領の中で、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にすることは、全ての子供にとって意義のある活動であり、このような機会を設けるよう配慮する旨が記載されているという事実。それから、平成29年度実施される説明会等の中で、関係者に対し、この趣旨を徹底するという事について書き加えてございます。

それから、一番下の「障害のある人とともにある『心のバリアフリー』授業の全面展開」という中の1つ目の矢印、7ページ目でございます。こちらの1つ目の矢印は、心のバリアフリー学習推進会議というもののくだりでございますが、「平成29年度中に30年度以降実施する具体的な取組について結論を得る」という旨を書き加えてございます。

また、2つ目の矢印のところでは、高等学校というように加えてございます。これは最初から小・中に限定する必要はないのではないかという意見があったため、この全面展開の時期について、平成30年度からというのを付け加えてございます。

それから、8ページ目の大学の取組でございます。この1つ目の矢印では、大学における取組の中から事例を収集するという事について、中間とりまとめで書かせていただいております。これについて、「有識者・障害者参画のもとで、好事例を選出する」というプロセスについて追記してございます。

3つ目の矢印のところでは、本日御出席いただいております福島先生ですとか、同じく東京大学の先端技術科学研究センターの熊谷准教授を初めとして多くの方々に御尽力いただきまして、障害のある人とない人がともにワークショップを行うイベントというものを開催したところございまして、今後、このイベントといいますが、取組というのはさまざまなバリエーションあるかと思っておりますけれども、『心のバリアフリー』に向けた意識醸成のための取組の拡大を図る」という事について追記してございます。その他の大学も含めということでございます。

それから、次の9ページでございます。ここは、企業等における「心のバリアフリー」の

取組というところをごさいます、この9ページの1つ目の矢印のところでは、企業等における「心のバリアフリー」社員教育ということで、今年度中に策定するというにしております。汎用性のある研修プログラムというものを策定するために、今月、その検討委員会を立ち上げましたので、その旨と、その検討委員会での検討の手順というものを追記するとともに、最後のところで、中小企業に至るまで広くこのプログラムというものが実施されていく上では不可欠になります講師の育成ですとか、それからその派遣というものを経済界協議会が行うという旨を書き込んでごさいます。

次の矢印のところでは、平成29年の春ごろまでに経営者などが参画するような「心のバリアフリー」に向けた研修を実施するというに。

3つ目の矢印では、人事院の若手公務員研修におきまして、「心のバリアフリー」をテーマとして、障害当事者が参画するプログラムを実施してごさいます。具体的には、入省3年目の職員と、あとは課長補佐級の研修において実施してごさいます。

4つ目の矢印では、地方公務員に対しましても同様の研修が実施されるよう働きかけるという旨を追記してごさいます。

5つ目の矢印は平成30年度を目途に全国で障害者・高齢者等へのサポートを行いたい人々が統一のマークを着用するという仕組みを考えてごさいます。これは後ろのほうで出てごさいますので、そちらのほうでまた御紹介いたします。

次に、2番の「接遇対応の向上」でごさいます。これは次の11ページに書いてごさいますが、交通分野、観光、外食等サービス産業ということで分けて書いてごさいます。こちらのガイドライン、それからマニュアルをつくるということでごさいますが、今回、その普及方法についてあわせてとりまとめたいということ。それから、交通分野におきましては、平成29年度に、国土交通省において有識者、障害者団体、それから事業者等が参加する委員会を立ち上げるといったようなことを書いています。ほかの産業につきましても、同様の枠組で検討を進める旨追記してごさいます。

次の「③障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組」の部分でごさいます。1つ目の矢印、法定雇用率の見直しでごさいますが、ここでは、労働政策審議会の障害者雇用分科会におきまして議論を今行っているということについて書き加えてごさいます。また、その2つ飛ばしました矢印のところでは、経済界が全体として人事採用の評価基準に「心のバリアフリー」の価値基準を反映させるということ。それから、障害のある人が働きやすい職場の環境づくりの促進を進めるということのために、経済界協議会が公式な宣言を行うということ。それから、障害者団体とも連携の上、企業における心のバリアフリーに向けた好事例集を作成して、広く周知するといったようなことを書き込んでごさいます。

農福連携につきましては、その取組を広げていくための広報ですとかセミナーについて書き加えてごさいます。

次の「地域の取組」というところでごさいますが、14ページをごらんいただきまして、「災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援の在り方」というところでごさいます。こちらにつきましては、名簿の重要性というのが熊本地震でも再認識されたということで、各自治体におけます、特に名簿の作成を進めるための名簿に係る事例集を作成するという旨を追記してごさいます。

人権擁護委員に関しましては、平成29年度から、その研修におきまして障害のある人に対する差別に関する事例紹介、それから、心のバリアフリーに関する説明の充実を図るといったような旨が追記されてございます。

「国民全体に向けた取組」のうち、①の「障害のある人とない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進」というところでは、1つ目に、10月7日に銀座、それから日本橋で行いましたオリパラの合同パレードについての記述をつけ加えますとともに、2つ目のところで、ナショナルトレーニングセンターについて、施設全般にわたって車椅子対応を行うということ。3つ目のところで、障害のある人のスポーツ大会とない人のスポーツ大会との融合を進めるため、そういった大会の事例について、関係者への情報共有を行うこと。それから、パラリンピックに興味・関心を持ってもらえるような取組としまして、試合の観戦ということを書いてございましたが、それに加えて、オリパラ教育の推進、パラリンピアンとの交流、それからパラリンピックの競技体験というものを追記してございます。

次の②、特別支援学校を拠点としたスポーツ等の祭典の実施というところでは、文科省でやってございますスペシャルプロジェクト2020の取組を進めるということでございますが、平成29年度以降、さらに関係機関のネットワークの構築、それからモデル事業を推進するといったようなものを書き込んでございます。

広報活動では、1つ目の矢印のところで、障害者差別解消法の理解促進に向けたフォーラム、それから、スポーツの体験会ということ書いてございますが、フォーラムにつきましては、本年度15カ所実施するということと、来年度29年度におきましても15カ所で実施する予定であるということ。体験会につきましては、ことしの7月に、法務省におきまして民間企業、それから社会福祉協議会と連携した車椅子体験教室というものを実施したところでございます、平成29年度以降も各地においてそうした活動をやっていくということ。

次の矢印のところ、人権啓発活動、それから、ここは障害者週間について書いているところでございますが、人権活動については、障害のある人の人権をテーマとした啓発ポスターをつくるということ。それから、「心のバリアフリー」をテーマとした人権活動を積極的に実施するという。また、障害者週間につきましては、平成28年度、真の共生社会について問うというテーマでシンポジウムを開催したということ。来年度についても引き続きそうした啓発活動を実施するといったようなことを書き込んでございます。

その次は政府の広報の一環としても、心のバリアフリーの理解促進に向けた広報を進めていくということについて書いてございます。

16ページが一番下でございます。さっき、後で詳しくと言った部分でございますが、前回、中間とりまとめでは、オリパラアンバサダーということで少し触れていた部分でございます。

これにつきまして、平成30年度を目途に、全国におきまして障害者、それから高齢者等へのサポートを行いたいという人々が統一のマークを着用することによって、そのサポートを行いたいというマインドというものが外からわかるようにするような仕組みを創設できないかというようなことでここを書かせていただいております。その検討に当たりましては、幅広い関係者に加えて、既存の取組が地方でも幾つかございます。そうした取組ですとか、今後、大会組織委員会ですとか東京都が実施します大会ボランティア、それから

都市ボランティア、さらには学校教育、企業、地域における取組と連携、そして、さらに相乗効果を上げるような形で全国への普及促進を図っていくという視点で検討を進められないかということを書き込んでございます。

最後でございますが、「障害のある人による取組」というところで、ここで、障害のある人自身がコミュニケーションスキルを身につけるための取組ということで書かせていただいているのですが、これを広めていくため、必要な周知啓発を障害者団体に対して行っていくという旨を書き込んでございます。

8月から11月、このような形で追記させていただいてございます。以上で説明を終わります。

#### 【駒村座長】

ありがとうございました。

続けて、意見交換に入りたいと思います。先ほども少し触れましたけれども、この最終とりまとめ素案は8月の中間まとめ以降、具体策、実現に向けたスケジュール等を追記したものと、青字の部分が新たに加わった文言ということでございます。年末、最終とりまとめを見据えて、積極的な議論を進めていきたいと思います。いろいろと新しく加わった部分もあります。ユニバーサルデザイン2020評価会議、これを、PDCAサイクルとまでは言わないですけれども、書いてはないですけれども、今後推進するための機関として置く。あと、各省庁、内閣府、国交省、厚労省、文科省等々の最近の審議会の対応した動向の紹介と経済界の今後のプログラムの開発の話もございました。

本日多くの方に出席いただいております。御発言の前に、所属と氏名を述べてから御発言いただければと思います。どこからでも結構だと思いますので、積極的な議論をしたいと思っております。よろしくお願いたします。井手さんお願いします。

#### 【井手委員】

読売新聞の井手です。座長、事務局長からお話がありましたように、中間とりまとめからバージョンアップされて非常にいいものになってきているなあという印象を受けています。その上で、私は新聞記者ですから、実は中間とりまとめから今までの間に、今年は、心のバリアフリーや障害者の方々の問題をめぐる大きな出来事がいろいろあって、それも取り込んだ上での最終とりまとめになった方がいいのではないかという視点から、4点ほど意見を申し上げたいと思います。

第1点目は、今年、一番忘れてならない出来事というのは、7月26日に起きました、神奈川県相模原市の障害者福祉施設で19人の障害者の方々が犠牲になられた事件だったと思いますので、それに関する提案です。この事件で、私が重要だと思っているのは19人の犠牲者のお名前がいまだに明らかになっていない点です。さらなる偏見や差別をご遺族が恐れておられるのです。この事件に対しては、実はその後、こちらの心のバリアフリー分科会の委員になられている障害者団体の方からいろいろとメッセージが発せられました。私は、最終とりまとめの別添でいいので、この事件に対してか、あるいは、障害者の全体の問題に関して、この心のバリアフリー分科会になるのか、関係府省連絡会議になるのか、どちらでもい



いので、「心のバリアフリー宣言」をつくったらどうかと、提案させていただきたいのです。

それはなぜかと言いますと久保委員のところの全国手をつなぐ連合会が出されたメッセージを拝見して、私は、物すごく感動したのです。「もし誰かが障害者がいなくなればいいなんて言っても、私たち家族は全力で皆さんのことを守ります。ですから、安心して堂々と生きてください」と、こういうメッセージでした。まさにメッセージに流れれている精神を私たち分科会は目指していると思っておりますので、こういうことを宣言できたらいいのではないかというのが1点目です。

それから、この事件に関して、改めて思いを致しましたのは、私たちがこの分科会で話してきたのは、外に出ることができる能力がある障害者の方のことが中心であったのではないかなという反省です。障害者の方の中には外にも出られないという方々が少なからず、いらっしやって、その方々が犠牲になったのが、この事件です。そうした方々に対して、どうやって心のバリアフリーをしていけばいいのかと、そうした視点の重要性を感じています。この事件があったからといって、やはり施設を閉ざしてはいけなわけであって、施設と地域との交流をもっと開いていかないといけないのは確かです。教育の面も忘れてはなりません。重度の方の問題、外に出られない方の問題、そうした心のバリアフリーを私たちは重く考えているんだということをぜひ、最終取りまとめのどこかにお願いしたいと思っています。

第2点目は、災害の際の要支援者名簿についてです。この素案に出てくる熊本地震の後、10月には鳥取県中部地震が、それから3日前には東北で東日本大地震以来の高さとなる津波が発生しました。日本はいろんな災害を繰り返しているのですけれども、鳥取県中部地震で読売新聞が調査した記事があります。被害の中心となった倉吉市は、障害者ら災害弱者の避難方法に関して、策定した要支援者名簿に基づき、災害弱者1人1人に対する個別の支援計画も8割策定したということで、消防庁に出していたわけです。ところが、その出していた個別の支援計画をよくよくみてみると、そのうちの8割は支援者が未定でした。残る2割も近隣の見守りボランティアを支援者に充てていました。つまり、名簿はつくったものの、誰が誰を助けるのかという計画にはなっておらず、私はつくったものの、魂がはいっていない状態だったのです。その支援ボランティアについても、要支援者本人にも、市は計画の内容を伝えていなかったということで、要支援者名簿はほとんど機能しなかったのです。だから、先ほどおっしゃられました、名簿をつくるということの大事さとともに、名簿をつくった後、どうやって機能していくのか、どうやって、いざというときに役立てていくのかというところまで求めていくような形でとりまとめをお願いしたいと考えています。

それから第3点目は、座長の方からも意義をおっしゃられました評価会議のことです。この評価会議がやはり、今後の取組をどうやってうまく成果につなげていくのかという意味で、非常に鍵になる組織だと思っています。その組織については、一つはぜひ、権限を強く持たせたいという点です。資料の素案には、「助言」という言葉が書いてありますが、本来は、私は「勧告」くらいはやれるようにしてほしいと考えています。要するに、評価会議が言ったら、かなりの強制力を持つのだという意味合いです。「助言」では、無視してもいいように受け取られる気がします。あるいは「提言」とか「提案」とか「進言」とか、そういう柔軟な指摘の形があってもいいし、「調査」も設けて、評価会議自体が調査しなけ

ればいけない項目を実施するというバリエーションがあったっていいと考えています。

この分科会では、行政機関の方や事業者の代表の方は、私たち有識者の委員や障害者団体の方の意見を黙って聞いて、それを持ち帰って検討するという形が多かったのですけれども、評価会議では、もう少し対話があってもいいのかなと思います。ヒアリングみたいな形式も考えられますし、逆に行政として、あるいは事業者の団体として、これを推し進めていくんだという施策に関して、障害者団体もこのように協力ができるのではないかという対話が生まれるような会議であってほしいと望んでいます。杉本委員が好事例を今日出されていましたが、そういう好事例の集積の場でもあってほしいという思いです。

それから、第4点目は、長くなって済みませんが、2020年の東京パラリンピック以降の障害者の国際的な総合スポーツ大会の招致の件です。7月の分科会で、私は招致を検討してほしいという意見を申し上げていたのですけれども、実は、ここの分科会以上に国会、官邸の方が一気に進みました。10月13日の参議院予算委員会で薬師寺道代さんという参議院議員の方が、デフリンピックの招致について質問されました。そのときに安倍首相が、関係団体と開催地が調整して持ってきていただければ、政府としてしっかりサポートしたいという答弁をされています。最終取りまとめに書き込むかどうかは別として、国会でそういう話にまでなっていますので、デフリンピックはもとより、他の障害にかかわる国際スポーツ大会の招致をぜひスポーツ庁で前向きに検討してほしいと思います。

実は、参議院予算委員会でのその質疑のやりとりというのは、これは多分憲政史上初めてになるのだと思いますけれども、質問を手話でされたのに対しまして、安倍首相が「私もうれしく思います」という答弁をこのように手話でやられたのです。

この分科会こそ、情報保障を大事にしなければならぬ場ですから、ここで私も最後に、拙い手話ではありますが、手話で締めさせていただきます。それで、この分科会の皆様にも、この場で、ぜひ覚えていってほしい手話の一つがあります。手話での「拍手」です。両手を頭の上にかざし、手の平をかざして、表と裏に振って繰り返すのが「拍手」です。恐縮ですが、以上のような私の提案に賛成の方は、私の手話に続きまして、手話での「拍手」をお願いします。それでは、皆さん、私の提案をどうぞよろしくをお願いします。ありがとうございました。

#### 【駒村座長】

ありがとうございます。幾つか具体的な御提案がありました。1番、バリアフリー宣言、2番、災害の話、それから3番は、これはもう文言に具体的に言及されていて、助言よりは勧告とか、もしかしたら確認という言葉ももう少し強くしろというようなことなのかもしれません。それから、国際大会の動きも、もう既に国会のほうが進んでいるのではないかと御指摘だと思います。事務局から何かお答えはございますか。

#### 【岡西座長代理】

井手さん、どうもありがとうございます。

宣言について、とてもいい御意見だと思いますので、検討しようと思います。次回の分科会に向けた御提案ということで、全てすぐに回答することはできないのですけれども、2つ

目の名簿についてはまさにおっしゃるとおりで、名簿を作った後のことをしっかり書き込むことで名簿を生かすことができるということですが、これは具体的にどこまで書けるか、事務局の方でしっかり検討していきたいと思います。

それから、評価会議の権限をもっと強くしていただきたいということで、私どももそのようなものにしたいと思っているのですが、ここで勧告と書いたところで、実際勧告しても言うこと聞いてくれるかどうかということが重要になってきます。本来であれば、法律を作って、その法律の中でこういう評価会議を位置づけて勧告権限与えるということを仰っているのだと思います。

デフリンピックについては、スポーツ庁の方、もし来られているのであればお願いいたします。おっしゃるとおり、総理がもしそういう発言しておられるのであれば、スポーツ庁と相談して、書きぶりを検討したいと思います。

#### 【駒村座長】

ありがとうございます。では、ほかの委員のほうからも御発言を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。藤井さん、お願いいたします。

#### 【藤井委員】

発言の機会、ありがとうございます。日本盲人会連合組織部長、藤井でございます。2、3提言がございます。

1つは、先ほど井手さんのほうから発言がございました神奈川県での障害者施設での事件、それから、その後、地下鉄で視覚障害者が転落し死亡されるという事件がございました。これを受けて、例えば鉄道各社が、今、声かけという形で、心のバリアフリーキャンペーンを協議しながら張っていただいております。神奈川県での施設での事件についても、市民との交流が非常に重要であるということでさまざまな発言があちこちでなされております。

私どもが思うのは、やはり今回の提言の中にぜひ、個人参加といいますかね、外形的にはそういう意味のことは書いてあるのですが、もう少し具体的に、個人がどう参加するかやどう意識を形成していくかというところをもう少し強調した全体の構成にしていきたいと思います。心のバリアフリーというと一人一人の心に及ぶような施策なり活動であると思いますので、その点について、ぜひもう一步深まった意見をこの中に盛り込んでいただきたいと考えております。そして、先ほどの鉄道事業者の方々のキャンペーンをここに取り上げていただいて、一人一人がどう参加していくかという提言にしていいただければということで発言させていただきました。

また、私が一番障害者福祉ですごく嫌なものが、みんなが「みんな仲よくなりましょう」みたいな、それが「ユニバーサルです」みたいなことがすごく気持ち悪いと思うので、障害のあるなしに係わらず、仲よくなる人は仲よくなればいいし、普通に気が合わない人は気が合わないでいいと思うのです。つまり障害があるから仲よくしましょうみたいなことではなくて、仲よくなってから、たまたま障害があったぐらいの仕組みというか、遊びができればいいのではないかと考えています。最後に、5ページ目の「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」というものに、私も入りたいです。よろしく申し上げます。

**【駒村座長】**

ありがとうございます。個人参加に類するような表現はあちらこちらあるにはあるでしょうけれども、やはり明確に多様な機会で個人が主体的に参加できるようにと、あるいはそういう機会が充実するようにという文言を少し入れていただきたいということだと思いませんけれども、事務局のほうから何かありますか。

**【岡西座長代理】**

はい。16ページの下の段にあります、平成30年度を目途に、サポートを行いたい人が統一のマークを着用して、そのマインドが見える化することで「心のバリアフリー」に向けて賛同する人々の連帯を促進して社会づくりを進めていくということです。これは、前回の中間とりまとめの際、藤井さんから、社会に面的に広がりのある制度できないかという御提言をいただいていたものでございます。これをしっかり進めるため、マークを作り、みんなが心のバリアフリーマークみたいなものをつける、またTシャツを着たりする、もしくは2020年の開催時にはもっとわかりやすく、自分でのコミットメントを外に示せるようなフォーマットを作っていく。それをオリパラアンバサダーと名づけるかどうかというのは組織委員会との調整も必要なのですけれども、今回、オリパラをきっかけに「心のバリアフリーを私はしっかりやっていきます」みたいなことを一人一人が宣言をして、それを実践し、フィールドワークの中でどんどん回していくという仕組みがつかれないかということで、この16ページの記述を書かせていただいています。これと、外国人に対する語学のボランティアもセットにしまして、UDと語学、二本柱でこういうオリパラアンバサダーというような制度ができないかということを考えているところでございます。

2点目の、鉄道事業者を中心に声かけ運動をしていただいているわけでございますけれども、これにつきましては、今、国交省を中心としましてとりまとめていただいています。国交省から何か御発言ありますか。

**【杉田委員】**

座ったままで失礼します。国土交通省でございます。先ほどの御指摘のところ、声かけの関係も含めて、現在、駅ホームでの安全性向上に向けて検討会というものを回させていただいています、そちらの中でどういった取組ができるかというのをまさに今検討させていただいているところですので、いただいた御意見も含めまして、取組をまた検討させていただきたいなと思っております。まさにその点、28ページのところにも記させていたるところになっておりますので、とりまとめの内容を踏まえまして、この点についての記述も検討させていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**【駒村座長】**

このマークというのを使っていく。これがきっかけになって一層広がっていくと。ただ、オリパラが終わった後、そういうムーブメントが終わりということでは当然困るわけですし、これをきっかけにより深化していくということも当然のことだと。それは多分、中にも

う随所に入っているわけで、個人で、多様な機会あるかどうかというのを再度チェックしていただいて、不十分であれば、また強調していただく、書き加えていただくということで対応させていただきたいと思っていますけれども、ほかにいかがでしょうか。

橋口さん、お願いいたします。

#### 【橋口委員】

日本発達障害ネットワークの橋口です。よろしくお願いします。

まず、私からは2点ございます。P16ページの、今話に出ました、一番下の4つ目の矢印の、サポートを行いたい人マークということについて、本当にこの取組みを載せていただいたことは、自らヘルプを求めづらい人たちが多い発達障害というところに関して、本当にありがたいと思います。ただ、そういう中で、マークというところに関しては、さまざまなマークがあって、混乱してしまうということもあります。今、東京都が作っているヘルプマークというのが大分普及してきていると思うのですが、そういったものの逆バージョン的なもので、何かわかりやすいものにしていただけるといいなあと思いました。

それから、2点目です。17ページの5)の「障害のある人による取組」というところで、前回の中間とりまとめのところ、「ただし」ということで、「知的又は精神障害（発達障害を含む）等により、スムーズなコミュニケーションが困難な人もいることを十分に認識する必要がある」と明記していただいたことが本当によかった、これは大変ありがたいのですが、その下の（具体的施策）ということ、そういう困難な人もいることを十分に認識する必要があるということに対しての施策というのが書いていないので、もしできれば、このところに同時に、「スムーズなコミュニケーションが困難な人のため、意思の表明、決定を支援する取組も必要である」というふうに追記していただくと、読み手にとっても、ああ、そういったことも必要なのかなと思えるので、ぜひ明記していただけないかなあと思いました。以上です。

#### 【駒村座長】

ありがとうございます。意思決定、表明は非常に重要な論点に常になっているわけですが、これは事務局のほうで対応していただくということで、また次回の最終バージョンのときにまで、この部分、大変重要な御指摘なので、事務局のほうで検討していただきたいと思っております。続けて、東さん、お願いいたします。

#### 【東委員】

失礼します。札幌市にあります美晴幼稚園の東と申します。札幌から雪と寒気を連れてきたような感じになっておりますが。

6ページに記載していただいております次期学習指導要領の改訂等に関するところで、幼稚園・保育園・認定こども園の部分について非常に明確な記述をしていただいております。さらに、恐らく来年の3月に告示される新しい幼稚園教育要領の説明会が来年度各地域で行われることになっておりますが、その説明会の中でも、「関係者に対し、この趣旨を徹底する」というふうに具体的な記述で非常に意気込みを感じるところであります。

ただ、昨年4月から始まりました子ども・子育て支援新制度の中では、応諾義務と申しまして、障害のある子供たちばかりではありませんけれども、施設で義務的に子供たちを受け入れるということが制度化されておりますが、恒久財源が確保されない中でこの制度が動いていることもあり、都市部の待機児対策と保育士、幼稚園教諭、保育教諭の処遇改善にどうしても財源が充てられるという状況にあるのも事実であると考えています。

そういう意味では、この分野への具体的な財政的な支援ですとか体制整備に資するような施策も必要ではないかと考えるところでありますので、そのあたりも十分御検討いただければと考えております。以上です。

**【駒村座長】**

この話は社会保障・税一体改革で議論した話で、私もかかわっている話でございますけれども、8%の引き上げのところでは基本部分は、消費税のところはカバーしているということですが、2%の部分はまだということでございます。そこは、なかなか明確に応諾義務に係る財源問題までここで書けるかどうかというところなので、やはり厚生労働省に、ここの部分の財源問題の事実関係やその見通しを確認するとともに、そういう意見があったということをお伝えいただくということになるのではないかと思います。厚生労働省の方は、今日はいらっしゃっているのでしょうか。何かございますか。

**【朝川委員】**

厚生労働省です。私、子供担当、今、直接やっておりますが、前職で担当しておりましたのでお答えしますが、おっしゃったのは、消費税以外の財源で措置すべきことがまだ実現してないということですので、内閣府としっかり取り組んでいく必要があると思います。しっかり担当部局にお伝えしたいと思います。

**【駒村座長】**

ありがとうございます。続いて小幡さんお願いいたします。

**【小幡委員】**

全国精神保健福祉会連合会の小幡です。精神の家族会の団体です。

私からは、16ページのサポートのところにかかわるのか、17ページの障害のある本人の取組にかかわるのかというところはあるのですが、当事者も、ピアサポートという形でサポートする側に立てるとある部分があると思うのです。これが内服されている部分もあるかもしれませんが、伝わりにくいと思いますので、ぜひ取り入れていただくと、精神の疾患などを持っている人たちにはよりコミュニケーションしやすいというところもあると思いますので、御検討いただきたい。

それから、既に幾つか発言がありますけれども、神奈川の事件等については、やはり何らかの、ここの分科会で意見表明していく機会があるといいなあと考えております。以上です。

**【駒村座長】**

ピアサポートは今非常に重要な方策になってきておりますので、確かに、その部分は少し弱い感じがしております。相模原の事件の件は、ちょうど厚生労働省の朝川さんがいらっしやっているならば、少し先ほどからの議論も踏まえて、ここにまた改めてかかわる宣言をするかどうかというのはこれから検討しなければいけませんけれども、少し現状、省内の議論の状況を教えていただけますでしょうか。

**【朝川委員】**

はい。政府では、事件が起きた直後から、有識者と、関係省庁、内閣府、警察、法務、文科などに入っただいて、あと相模原市と神奈川県に入っただいて検証チームというのをやっておりますが、そろそろ最終的な報告書のまとめの段階に入っております。その中の中心は、医療・福祉の分野でどういった対策を今後講じていくかということですが、もう一つ、共生社会づくり、あるいは今年度施行されました差別解消法の趣旨の徹底、これは内閣府を中心に関係省庁が連携しながらやっていくという話ですが、そういった提言も中に含まれる見通しとなっております。いずれにしましても、政府としてはそういう方針で今臨んでおりますが、御提案はそういう政府としての直接の報告書以外に宣言的なものという話だと思いますので、内閣府とよく調整していく必要があると思っております。

**【駒村座長】**

共生社会づくりのところは、まさにこの分科会と全く共有する部分でございますので、その報告書のタイミングもあるかと思っておりますけれども、また事務局同士で少し共生社会に係る、相模原の事件というのは物すごく我々には衝撃的な事件でありましたから、やはりそこはきちんと、それを風化させないというか、それを乗り越えていかなければいけないということを書き込まなければいけないのではないかと私も思っておりますが、事務局でその辺調整いただければと思います。

次に、山崎さんから手が挙がっていたと思います。よろしく願いいたします。

**【山崎委員】**

お世話になります。DPI日本会議の山崎です。まず、ここまで調整して下さったことに心から感謝申し上げます。ありがとうございます。私からは2点お願いいたします。

基本的な考えの中の2番の真ん中に、障害者権利条約の理念を踏まえ、不当な差別や排除を徹底していくことが必要である。また、障害の社会モデルということの記載がはっきりされました。ここまでされたのは初めてなのですばらしいことだと思っております。ありがとうございます。その上で、まず1点目、「すべての子供たちに『心のバリアフリー』を指導」というところなのですが、ここに社会モデルというものがはっきり書いておりません。社会モデルの理解には言及されていないのですね。いま一度検討していただきたいと思っております。社会モデルの理解に関する学校教育における具体的な取組というものの明記が必要であると私どもは思っております。

2点目です。法務省のところですけども、その他のところになります。窓口、事例紹介や窓口の説明、充実を図るとありますが、ここに、例えば排除や合理的配慮を受けなかった

という訴えが障害者からふえてくると思います。現在もありますが、法に触れないところというのが問題なのですね。これまでたくさんの問題がありましたが、法に触れる場合は解決は早いと思いますが、法にぎりぎり触れないという場合が多々あります。触れないということで障害者を、言葉は悪いですが、黙らせても解決にはなりません。そのために差別や排除の経験がある障害当事者を窓口置くということは、また新たな解決方法というのがふえるのではないかと私は思いますので、窓口には障害当事者を置く、社会参加をしている障害者を置くというのは非常に効果的だと思いますので、この記載もぜひお願いしたいと思います。私からは以上です。どうぞよろしく申し上げます。

**【駒村座長】**

社会モデルの子供たちに対する部分の言及は当然のことだと思います。法務省の方はいらっしゃいますでしょうか。

**【大手委員】**

法務省人権擁護局でございます。今、人権擁護委員の相談窓口についてお話しいただきました。人権擁護委員、いろんな出身の方になっていただいておりますが、当事者が相談にかかわるといってお話をいただきましたが、相談のあり方については、いろんな機関と連携しながら今後検討させていただきたいと思っております。今日の時点では以上でございます。

**【駒村座長】**

当事者になるべく参画いただくというのは大きなトレンドだと思いますので、ぜひとも前向きに検討していただければと思います。

スポーツ庁の勝又さんがいらっしゃったようです。今どちらにいらっしゃいますか。

**【岡西統括官】**

先ほど、総理発言でデフリンピックをサポートするという話があったので、その辺の話を書けないかという御指摘をいただきました。スポーツ庁としてのポジションを御説明いただければと思います。

**【勝又委員】**

遅くなりまして、大変恐縮でございます。デフリンピックということでございます。それぞれ国際大会について、開催地の受け入れ体制とかその辺のところがございますので、その辺を含めて、どういう書き方ができるか御相談させていただければと思います。失礼しました。

**【駒村座長】**

これは主体、各団体がいろいろな検討をしている中で積極的に受けていただいて、協力いただければと思います。一つの事例としてデフリンピックが前に出ているということの確認で、これは引き続きスポーツ庁に応援していただくということだと思います。



済みません、小椋さんから手が挙がっていたのでしょうか。お願いできますでしょうか。

**【小椋委員】**

全日本ろうあ連盟の小椋と申します。よろしくお願いいいたします。

今、読売新聞の井手さんのほうから聞こえない方のための配慮のお話をいただきまして、ありがとうございました。私のほうから意見を出したいと思います。

4ページのほうですが、「心のバリアフリー」の6項目目ですけれども、障害のある人を差別しないように提言が書いてありますけれども、障害者である人というだけではなく、その障害のある人の家族というのも含めていただきたいなと思っています。現在、全国各地でいろんな問題が起こっております。障害のある人だけではなく、その家族もやはり差別を受けているということが大きな問題になっていると思います。ですので、「その家族」という言葉を含めていただきたいと思っています。

次に、10ページのマークについてですけれども、障害者に対する配慮のマークのことなのですが、全国で聞こえない人もいろんな意見を寄せられました。手話通訳者がどこにいるかわからないという状況があると。そういうところで、手話マークというようなマークを作ってほしいとか、または難聴者の場合は要約筆記が必要ということで、要約筆記者がどこにいるのかわかりやすいように、筆談マークというのも含めてほしいという意見もあります。また、先日11月に集まったときに、会議の中で相談したところで、手話マーク、または要約筆記マークというのをここで考えてまいりました。今、マークを考えております。後で事務局のほうにお渡ししたいと思います。そのあたりも含めて議論をお願いしたいと思います。

あともう一つあります。30ページなのですが、ICTの利用の具体的な情報発信というタイトルがあると思いますが、その書き方にちょっと疑問を持っています。障害者基本法の14条だと思うのですが、その中の書き方は、「情報発信」ではなく、「情報バリアフリー」というような書き方をしていたと思います。ですので、それは変えていただけるかどうか検討をお願いしたいと思います。

以上です。

**【駒村座長】**

最後のところは街のほうになりますので、街のほうの分科会のほうにお伝えいただくということでお願いいいたします。1番目の家族への言及というのは当然のことだと思いますので、再度、もう一度チェックして、きちんと家族への言及も確認すると。それから、マークの話は事務局からありますか。

**【岡西座長代理】**

この16ページのサポートサイドの意思表示なりコミットメントのマークにつきましては、つけている人が格好いいと思うようなマークにしたいと思っています。これにつきましては、マーク次第でこの制度が広がるかどうかもあると思いますので、別の協議会を立ち上げて、皆さんの御議論を反映させていきたいと考えております。

【駒村座長】

では、今、手が挙がっていた吉川先生、よろしく願いいたします。

【吉川委員】

明星大学の吉川と申します。非常にいいとりまとめになっていて、すごく素晴らしいなあと思いながら拝見させていただきました。私からは、大きなところは1つで、6ページ目の学校での「心のバリアフリー」教育ということなのですけれども、先ほど社会モデルの理解をさせるということの明記が必要という案もありました。心のバリアフリーだけを実現するといったときに、具体的に子供たちに何ができるようになってほしいのかというのが、この文面からだと余りよくわからない。先ほど、社会モデルの理解をするというのを入れていただくということは私も賛成で、もう一つは、ソーシャルスキルを身につけてほしいということがあるのではないかと思います。

ソーシャルスキルの中には、例えばコミュニケーションスキルが入っていますし、あとアンガーマネジメントですね。自分の怒りとか負の感情をどのようにマネジメントしていくかというスキルもその中に入ってきていて、まさに心のバリアフリーを進めていくための非常に必要となる子供たちに身につけてほしい能力なのではないかと思います。

「障害のある幼児・児童・生徒を支える取組」というところで、障害のある子供や家族だけがコミュニケーションスキルを身につけることが必要なのではないとも思いますので、ぜひこの子供たちのほうのところに、コミュニケーションスキルを含めたソーシャルスキルのことを入れていただけたらありがたいなあと思います。

それから、バッジのことですね。10ページのほうになりますけれども、先ほどから何度も統一マークを着用してマインドが見えるようにというのに賛成だというお話がありますけれども、今皆さんのお話を伺っていて、統一マークは可能なのだろうかという疑問が逆にわいてきました。

例えばこのマークをつけていたら、手話、大丈夫なのねとか、全盲の人対応できるのね、発達障害の人オーケーなのねというふうになるのかということところがちょっと疑問で、そういった意味では、全体マークと、あとちょっと個別のことを要求するようなマークが必要になるのかもしれないなあなどと思いながら聞いていました。

東京都の事例で言うと、青梅市のほうで青梅市障害者地域自立支援協議会と社会福祉協議会がタイアップして、お助けマン講座という、まさに高齢者、障害者を支えるための市民養成のための講座を数年間にわたって開いていて、今、修了者のフォローアップなんかを行っているようなところにもなっていて、お助けマンバッジというのを渡していると思います。そのようなことと整合性のあるような取組にさせていただけるとありがたいなあと思いました。

あと、障害者のユニバーサルスポーツという意味で言えば、国際障害者年記念ナイスハート基金というところが長年にわたり、障害のある人もない人もともに楽しめるスポーツ大会の開催なんかをしておりますので、そのようなやり方も参考になるのではないかと思います。以上です。

### 【駒村座長】

ありがとうございます。ソーシャルスキルのところは、どうでしょうか。指針がありますよというのでは少しそのイメージがわからないということですね。どういう子供になってもらいたいのか。今お話のところは、もちろん、そういう子供たちになってもらいたいということでございますけれども、ちょっとこの辺、文科省の方から後でお話しただいて、統一マークについては、これも事務局に考え方を整理していただきます。もちろん、なるべくその気持ちを表明してもらいたいという部分はあるわけですが、ただ、気持ちだけではなかなか対応できない障害もありますねと。幾つかの知識やスキルも必要ではないかと。それはどのようにバランスとるのかと。この辺の性格ですね。統一マークの持つ目的というか、その辺を御説明いただければと思います。最後のところは、情報ありがとうございました。お願いいたします。

### 【岡西座長代理】

まさにお助けマン的なことをやろうとしておりまして、先生のおっしゃるように、もちろん手話ができる方が良いのですが、そういう人を助けたいという気持ちを広めていきたいという考えをしております。例えば手話ができなくて、助けようとしたけどできなかったということは、障害者の方にとって残念かもしれないのですが、そういうことを感じてもらって、手話を覚えないとできないのだということをその人に気づいてもらうことも重要だと考えております。このように、社会で失敗を繰り返していく中で社会全体がレベルアップしていくというようなことを目指しており、そういう意味では、でき上がった介助士を作り上げていくという制度ではなくて、最低限のマナーとかコミュニケーションをもって障害者の方と接して、その中で失敗とか成功とか感謝とか、そういう心の豊かさみたいなものを広げていきたいということでもあります。

ただし、先ほどろうあ連盟の小椋さんからいただいた意見ももつともですので、手話の方がわからないと結局意味がないという部分もありますので、その辺を上手に組み合わせられるように制度設計していきたいと思っております。

文科省何かあればお願いします。

### 【森下委員】

文部科学省特別支援教育課におります森下と申します。御意見ありがとうございました。おっしゃるとおり、学校教育の具体的な施策のところには指導要領の話を中心に書かせていただきますが、「目標が見えない」という点については、私の理解では、その前の5ページ目、これは学校教育のほうの方向性を示すところでございますが、多少抽象的かもしれませんが、「共生社会に向けてお互いを理解し」というあたりに入っているものと思っております。先ほど山崎氏からご指摘のあった社会モデルについてもここにしっかりと書いてあるということで、これを踏まえてしっかりと学習指導要領書いていくのかなと思っております。

御指摘のあったソーシャルスキルの話でございますけれども、例えば現在、発達障害の子に対して、通常の学級から少し抜けてコミュニケーションとるためにトレーニングを行う、

または時々ばつと動きたくなってしまう子供に対して、そういうときにどうやって落ちついていいかというような特別な教育を行うと。いわゆる通級指導と呼ばれているものですが、必ずしもクラスから抜けなくたって、クラスの中でもこういったことを教えていくことが重要だろうと思っておるところでございます。

このように、現在の学校教育において、障害のある子供に対して自分の障害を認知して、コミュニケーションをとるための授業というものを行っておりますので、こういったところをこれからも推進してまいりたいと思っておりますので、この趣旨、ここに少し反映できたらなと思っております。ありがとうございます。

#### 【駒村座長】

統一マークについては、今後少し深掘りして議論していくことになると思います。政策目的が一体何なのかということで、一方ではお助けマン的な部分、ある程度のノウハウを持っている。一方では、国民の中でそういうムーブメントを作っていく、その気持ちはあるんだぞという波及効果も一つの政策目的ということで、このバランスをどうするか、どういう程度の知識なり、最低限の障害者に対するサポートの基本知識は、まずマークを出すときに説明するというのをどうするかというのは、これから、マークはつくるけれども、どうするか、これからまた別途深く検討会を作ってください。これからやっていただくということで、またそちらのほうで今の御意見を踏まえて進めていただきたいと思っております。ほかにはいかがでしょうか。高橋委員、お願いいたします。

#### 【高橋委員】

公益財団法人の精神・神経科学振興財団の高橋でございます。中間のまとめ、大変すばらしいものができたと喜んでおります。私から1つ、お願いがあります。好事例が、これまでの会にも幾つか出されてきて、かなりの数がたまっていると思われまして。今回も杉本委員の好事例が出ていますが、こういった好事例をまとめて冊子などにして配布するというようなことをすれば、より具体的な効果的なメッセージになるのではないかと思います。ですから、これまでのものをまとめてもいいし、またさらに各委員の先生から出していただいてもよろしいかと思っておりますけれども、あるまとまったものを冊子として出して、それを配布することをお願いしたいと思っております。

#### 【駒村座長】

ありがとうございます。好事例については、また整理して集めていただいているのではないかと思います。ただ、これは前に中野先生からお話がありましたが、4月前後で合理的配慮などの新しい法制度が出てきましたので、スタンダードは変わっているというのも考慮して、少し精査していただいて、今年度からの評価を見ても、確かに好事例だと言われているものを整理して、これは冊子ということで、今、ホームページで出ているだけですけれども、冊子という形で何かより普及できないかという御意見だと思います。これは事務局のほうで検討していただくということで一応受けさせていただきます、次に、手挙げられていた岡さん、北村さん、朴さんの順番でお願いいたします。

### 【岡委員】

こんにちは。NPO法人Ubdobeの岡です。2点ほどあるのですが、教育についての部分で、この間、個人的にオーストリアという国のザルツブルクという街に行ってきて、ザルツブルクグローバルセミナーというのに参加させてもらいました。そのときに、僕らは教えてもらう立場で参加したのですが、そこに来ていた先生の人たちが10人ぐらいいたのですが、10人全員、先生という役をやってなくて、ファシリテーターという役をまずやっていたのですね。

テーブルがばーっとあって、生徒がいて、先生がいるという順番でなくて、輪っかに座って、その輪っかの中にファシリテーターの人もいて、その人が、生徒が一つのテーマに関して何をどう感じているかというのを引き出して聞くというスタンスで、すごく聞いてくれた。そこで、一人一人が思っていることを全員で共有できるという時間を毎日過ごして、1週間ぐらい過ごしたのですけれども、今回の、障害のある子供というか、成人でもいいのですけれども、人の理解みたいところでいろいろ書いてあると思うのですけれども、例えば普通級と言われる、健全者と言われる子供たちだけがいる教室で、健全者と言われる先生が、こういう指導のスタイルになったので、こういう障害のある子にはこのように接しましょうねとひたすら指導するという順番を続けていても何も変わらないかなと思っていません。例えば、教室に障害のある子がそもそもいない状態でそんな指導をしていても意味ないかなと思っていて、だから、いろんな障害のある子供たちと普通にその辺の小学校に通っている健全と言われる子供たちが一つの場所で同じ時間と空間を共有して、それで、先生がこうだよと言うのではなくて、その子供たちがどう思ったかとか、どう感じたかとか、どうしていったらこの子がもっと過ごしやすくなるかとかいうことを普通にフラットに共有できる場を、指導でなくて、そういう共有の場を学校教育の中につくれたらもっといいなと思いつながら読んでいました。

というのが1つと、あともう一個はマークに関して、さっき、格好いいものと言っていたのですごくよかったなと思ったのですけれども、今までそういう障害とかヘルプマークとかは基本的にダサイというか、わかりやすいのだけれども、つけたいと思えるようなものでないのがすごく多いです。今まで、いろいろ調べたのですけれども、民間団体とかもいろいろマークを作ってきているのですけれども、誰もつけてないのですよ。だから、格好いいとか、つけたいと思えるもの、要はデザインのクオリティがちゃんとある程度高いもので、かつ、わかりやすいものというのを、多分、物すごい数のデザイナーとかを入れて、オリンピックのマークみたいな形にならないような手法で、いい感じのデザインの提案が巻き起こるようなやり方でやっていきたいなあと思いました。ありがとうございます。

### 【駒村座長】

マークのほうはこの検討会のほうで、今の御意見、また反映していただきたいと思います。前者のほうは恐らく教育と学習の違いなのかなあとあって、教えるというよりは学ぶと、生涯にわたって共生社会について学び続ける基礎を身につけると。学習の機会だと。教えるという、岡さん風に言うと指導するという言葉を使われましたけれども、上から目線的なもの

ではないようにということだと思います。そういう理解でよろしいですね。学習するという  
ことだと思います。事務局、ありますか。

**【岡西座長代理】**

その辺、これまでもずっと御意見いただいていた。6ページの一番下にあります、「障  
害のある人とともにある『心のバリアフリー』授業の全面展開」ということで、障害のある  
人との交流、共同学習が活性化されるよう云々かんぬんと並んでおりますが、ここの肝は、  
いわゆる交流と共同学習で、今、岡さんがおっしゃられたのはこのやり方の問題だと思いま  
す。この以下に書いてある、いろんな人と話し合ったり、方策を検討しとか、具体的な取組  
の結論を得るという中身の中に、岡さんが仰ったようなやり方を反映できたらと思ってい  
ますので、文科省、厚労省と話し合っ進めていきたいと思えます。

**【駒村座長】**

北村さんから手が挙がっていたので、お願いいたします。その後、朴さんのほうにいきま  
す。

**【北村委員】**

全国重症心身障害児（者）を守る会の北村と申します。重症心身障害と申しますと障害の  
中でも最も重い部類に入る障害ということで、数も少ないですし、認知度も低いのではない  
かと思っております。しかし、心のバリアフリーを目指すということになりますと、まずは  
その障害を知ってもらうことからだと思います。そういった観点で、今回議論されておしま  
すこの学校教育ですとか、あるいは幼児教育とか、企業による研修等もそうですけれども、  
こういった取組に大変期待しております。

しかし、このまま具体的に計画が議論されて実行されるということを想定してみますと、  
少数派ですとか認知度の低い障害というのは漏れてしまうのではなかろうかみたいになちよ  
っと懸念もしております。したがって、今後議論していく上での姿勢といいますか、念  
頭に置くこととしまして、重症心身障害だけでなくのですけれども、ほかの障害も含めてい  
ろんな少数派も念頭に置きながら議論を進めていただければ、私どもの重症心身障害とい  
うことも知ってもらうということにつながると思っております、そういった点について  
ひとつよろしく願いできたらと思っております。以上でございます。

**【駒村座長】**

非常に深刻な障害でありながら、極めて少ないということが理由で知られていない障害  
もたくさんあるかと思えますので、メジャーな障害だけではなくて、多様な生きづらさ、障  
害を抱えているということも知ってもらうような仕組みを当然やっていかなければいけな  
いと。これも事務局のほうで、そういう広報とか周知、今、現時点ではその辺のことは  
まだ不十分でしょうかね、検討していただくことにしたいと思えます。朴さんのほうから手  
が挙がっていたので、よろしく願いいたします。

**【朴委員】**

日本補助犬協会、朴善子です。よろしくお願ひいたします。4ページ中段のところに、「心のバリアフリー」を実現するためには、補助犬ユーザー及び補助犬に対する接し方を含むコミュニケーションスキルを身につけていくことが重要であるとあります。私どもは、ここにコミュニケーションスキルだけではなく、補助犬の受け入れ体制の確立というふうにもう一歩踏み込んでいただきたいと希望しております。

実は先般、10月に岩手県で障害者の国体がありました。ここに補助犬のユーザーの方が参加するはずだったのですが、残念ながら、障害者スポーツ大会において、「その補助犬がどのような仕事をするのですか」、「連れてきても特にする仕事があるのですか」というような、参加に対する疑問が、その方が所属している障害者スポーツ団体や社会福祉協議会などから投げかけられました。このテキストは本来、子供たち、企業の皆様という外部に向けて書いてあるのですが、実際、補助犬使用者を取り巻く課題としましては、その足元の方、身内の方、自分たちの立ち位置に立っている側の方たちの理解の不足によって、補助犬を連れて障害者スポーツに参加するというのが難しくなっているという現実がございます。

確かにその方たちのおっしゃることもわかります。例えば岩手国体で、「補助犬を連れてきて、誰が面倒見るんですか。練習する間、責任持てません」となりますと、競技者の方は、子供を連れてくる親御さんと同じような心境ですので、競技に集中できない。つまり、補助犬を連れて障害者スポーツ大会に参加できる体制が整っていないものですから、やはり従来どおり、強化合宿の段階から補助犬は置いていく。練習して大会に参加できるとなっても、実際は受け入れ体制ができてないので補助犬を家に置いてくるというような状況が、残念ながら、まだ続いています。この状況では、2020年に向けてもこのままでいくのではないかと懸念しております。ですので、ぜひ、いろいろな情報保障を行うのと同じように、補助犬のユーザーに関しては受け入れ体制を確立するというところまで踏み込んでいただければありがたいと思っております。

#### 【駒村座長】

非常に具体的な課題を提供していただきまして、大変ありがとうございます。このところはやはりもう少し書き込まなければいけないですし、事実関係、まだ全てわかるわけではないですが、ちょっと私としても意外というか、好事例集どころではない問題ではないかと思いましたが、この辺は、事実関係わかりませんのでなかなか踏み込んだことは申し上げられませんが、いずれにしても、補助犬の受け入れ体制の整備というのは、御指摘よくわかりましたので、これは事務局のほうでこのところについてさらに文言を加えていただいて、ただ、文言加えるだけでなく、本当はこれは皆さんが知らなければいけない話だと思いますので、その情報発信も加えてやっていただく、進めていただくということをお願いしたいと思います。ほか、いかがでしょう。

中野先生、済みません。横に広がっていますので、なかなか遠く見えなくて申しわけないです。よろしくお願ひいたします。

#### 【中野委員】

慶應大学の中野です。全部で3点ございます。

まず1点目は、学校教育に関する部分です。6ページに、幼稚園・保育所・認定こども園に言及していただいたところは非常に素晴らしいと思います。しかし、来年度に向けた入園のやりとりの中で既に障害のある子供たちの入園拒否が起こっており、相談が来ているという現状がございます。趣旨の徹底の際に障害を理由として入園を拒否することがないように、ぜひ説明の際にさせていただきたいと思ひますし、その入園を拒否される理由というのが、障害のある子供を受け入れるための人的な体制、それから環境が不十分であるということが一つの理由になっているようです。ぜひ人的支援を含めた環境整備を各園等にしていただけるように、もしくは自治体等にそれを支えていただけるように、国のほうから趣旨を徹底させる際に明確に伝えていただきたいと思います。

それから、②のところに「全ての教員が心のバリアフリーを理解」という部分があるのですが、この部分に、先ほどの保育士等幼児教育に携わる方々への教育という部分は明記されていないように拝読しました。ぜひこの保育士等が障害のある子供を受け入れるということが非常に重要だということを理解できるように、これは含まれていけばいいのですが、もし含まれていなければ御配慮いただけるとありがたいと思ひます。

それから、同じ6ページの③にある「障害のある人とともにある『心のバリアフリー』授業の全面展開」の中に「推進会議（仮称）を設置し、全国において」云々という部分があるのですが、その部分に「障害のある当事者」という記載が入っておりません。これまで学校教育の中ではさまざまな福祉教育、先駆的な教育というのが行われてきているのですが、ぜひその中に、障害のある当事者も一緒になって子供たちの教育というのを支えていくという仕組みが必要であろうと思ひますので、御検討いただきたいと思います。

教育の最後ですが、8ページに大学の取組の記載がございます。例として東京大学先端研の取組というのを書いていただいているのですが、他大学でも先駆的な取組というのはいまもう長年にわたって行われていますし、今回の法の趣旨を踏まえた上で、合理的配慮だとか権利条約ということ考えた上での事業の展開や、それから大学生を含めた活動の展開というのも行われています。ここの記載だと、大学ではほとんど取組がなされていないというふうに捉えられてしまうのではないかと懸念を私は持っております。

例えば全国高等教育障害学生支援協議会という大きな協議会が設置されていまして、そこでは大学の障害学生支援というのを2014年からずっと行っております。また、個別の事例では、手前みそですけども、先日、11月19日に、東京都と慶應大学が連携して、大学生を中心に、高校生も巻き込んだ心のバリアフリー・情報バリアフリー研究シンポジウムというのを展開させていただきました。そういった取組もあるということがわかるように記載していただけるとありがたいなと。うちの取組を入れてほしいという意味ではございません。

大きな2番目です。地域における取組の②に避難支援というのがあります。14ページです。名簿だけではなく、さまざまな支援が必要だという議論が先ほどあったのですが、声かけというのはその中で1つ重要なことだと思ひます。先日の地震の際、津波からの避難のNHKの報道というのが少し変わったということ私を感激しながら聞きました。

どう変わったかという、「避難してください」と言う際に、身体の不自由な人や高齢者にも声をかけて一緒に避難をしましょうというような声かけがございました。これはすごく大きな変革であったと私は思ひます。ぜひ民間の放送事業者にも、こういう身近な障害の



ある人たち、それから高齢者に声をかけるというような雰囲気をつくり出していただきたいと思います。

そして最後、全体についてです。前回、医療従事者に対する研修は入れられませんかというお願いをさせていただいたのですが、これはなかなか難しい問題があることは承知しております。しかしながら、先日、日本盲人会連合、日本網膜色素変性症協会、弱視者問題研究会で全国調査を実施しました。704人の全国の視覚障害者から有効回答を得たわけですが、その中で、適切な情報、いろんな支援の情報に行き着くまでに5年以上かかったという人が全体の約25%に上っていました。つまり、5年以上たないと、福祉の情報、それからいろんな支援に関する情報が適切に得られていないということです。ぜひ医療従事者がこの心のバリアフリーについてしっかりと知っていただき、自分たちの役割が非常に大きいということを最終提言の中で入れていただけるとうれしいと思います。

そして最後です。心のバリアフリーに対する捉え方というのはさまざまです。この会議以外でもさまざまな議論がありますが、事業者によって、それから当事者団体によっても、この心のバリアフリーをどう捉えるかが違って、議論がうまくかみ合わないことがあります。ぜひ心のバリアフリーを明確に定義していただき、法律の中に位置づけていく必要性があるのではないかと思います。

最後に申し上げた2点についてはお願いということで、ぜひ全体に関して今後検討していただければありがたいです。以上です。

#### 【駒村座長】

最後のところは、また事務局に今後の高い志というところにつながる部分だと思います。医療従事者については厚生労働省のほうにまた事務局からそういうお話を伝えていただくと。やや具体的な御指摘あった部分で、一つの入園拒否、それから保育士に関する教育といったところ、これは再び朝川さんに情報をいただければと思います。当事者性のコメントはそのとおりである、キーになりますので、当事者参加は書いていただきたいなあとも思いました。大学については、私も慶應ですから、慶應大学、アピールしなくても結構ですが、まず、ある現状の取組はきちんと言及したほうがいいのではないかと御指摘です。

朝川さんのほうから、先ほどの障害者、障害を持った子供に対する保育サービスの課題や保育士に関する問題、これはコメントいただけますか。簡単で結構です。

#### 【朝川委員】

これも前職の話なのであれですが、まず、幼稚園、保育所、認定こども園、いずれも新しい制度になった部分については、入園は正当な理由がないと拒否してはいけないということが法令上定められ、それを実質的に担保するために、障害児の受け入れをした場合には加算がつくような仕組みも設けられております。事業者に対して収入がちゃんと、人的支援が手当てできるようにですね。

ただ、その部分が必ずしも完成形になっていない、財源の問題があって完成形になっていないという課題があるので、先ほどの御指摘も重なる部分でございますけれども、3府省一緒になって財源確保に努めていくというのが重要な政策課題になっておりますので、引き

続き努力をしていく、私の立場から申し上げれば、しっかりお伝えをしていきたいと思いません。

あと、保育士について、心のバリアフリーの教育がしっかりされるようにということで、6ページの②のところに入っているのかどうかというお話だったと思います。まず前提として、保育士は福祉系の職種でございますので、その養成課程においては障害児のことを学ぶカリキュラムが入っていたかと思えます。それと、この②の内容が、私、よく存じ上げてないので、どのようにうまく関係づけられているのかはよく検討させていただきたいと思えます。

#### 【駒村座長】

ありがとうございます。今、②は教員のみと書いてあるのですけれども、これは同等なものに保育士にもという視点は忘れないでくださいということで、省内に持って帰って共有していただければと思います。事務局から、今の中野先生の幾つかの御発言について何かコメントはありますか。よろしいですか。

では、田口さん、お願いいたします。

#### 【田口委員】

パラリンピアンズ協会の田口です。いろいろととりまとめいただきありがとうございます。

ちょっとネガティブな話になるのですけれども、私がこの何日とか何カ月とかの間にちょっと経験したことをお話しさせていただくと、例えば先日、よくこのあたりを観光するバス会社ありますよね。その会社に、弊社みんなで福利厚生としてちょっと見に行こう、東京タワーとか見に行く旅行をしようということになったのですけれども、私はあのバス会社は絶対にリフトはあるはずだと思っていたのですけれども、実は一台もリフトつきはないということだったのですね。

そのときは、最初の対応では運転手さんとかが運びますということだったのですけれども、実際乗ろうとしたら、いや、何かあったらいけないのでさわれませんということで、結局は、私は会社で行っていますので、会社の若者たちが私をおんぶして乗せてくれたということがありました。あとは、昨日、共生社会を知ろうというか、感じようというイベントで、障害者も大人も子供もみんな一緒に歩こうというイベントに参加したのですけれども、豊洲の商業施設で、車椅子用のお手洗いを待っていたのですね。もちろん、障害者、車椅子の選手も、パラリンピアンもいっぱいいましたので、その人が入っているんだろうなと思ったのですけれども、15分ぐらい待っても出てこなかったので、トントンとしても音がせず、一緒に何人かと一緒に、緊急の連絡先みたいな商業施設の警備室、ここに電話してみようと言った途端、男性の若い方が普通に出てきて、ばーっと目も合わさず出ていったというのがあります。

あとは、もしかしたらここにいらっしゃるかもしれないのですけれども、ある省庁で会議があったときに、やはり車椅子用のお手洗いを待っていたところ、ずっと出てこられなくて、出てきたら、IDをつけた普通の方が出ていらっしゃったのですね。そこの上の方というか、

管理の方に申し上げたのですね。ああいうのはやはりまずいんじゃないですかということをお伝えしたら、次の会議でお会いしたときに、みんなには言いました。ただ、あそこのトイレの名前がだれでもトイレなんですとおっしゃったのですね。国の方がこんなこと言っているのかなと思いました。

あと、会議があって、事務局の方が私のために車椅子用の駐車場を御用意いただいて、来たところに入っていて、電話したら、事務局の方が来てくださって、結局、このビル会社になるのですかね、管理会社の関係の企業の方が、作業員の方が車をとめていた。ちゃんとそこには車椅子マークがついていたのに、そこにとめていた。で、ビルの管理の人が普通に電話して、どけてとおっしゃっているということは、もうそれが常態化しているのだなと思ったのですね。多分、日本の状態というのはまだまだこんな感じです。

私は、こういう会議に出させていただいたり、皆様といますので、すごく進んでいるのかなあとか、いろんなこと思うのですけれども、ちょっと一歩外に出るとそういうのが普通に起こっています。今回、経済界協議会の方が汎用性のある研修プログラムというのを今策定いただいています、私もその会議に出させていただいているのですけれども、そのプログラムを受けたら終わりではなくて、それを何か認定するマークとか、認定システムですね。さっき井手さんがおっしゃっていた心のバリアフリー宣言、それが宣言の認定とか、例えばそういうのを企業とか、先ほどから皆さんおっしゃっているので私もびっくりしたのですけれども、そういうスポーツの開催の団体とか、あと学校や病院も、皆さんがそういう心のバリアフリー宣言をして、それを国が認定する。もしそれが違っていたりしたら認定を取り下げるとか取り消すとか、あとそこに働いている人たちやお客様が実際に評価するとか。

今、私は某検索サイト、レストランの検索サイトと連携して、いろんなバリアフリー状況を確認して、インターネットでもそういうのを検索できるようにするシステムを構築しようと言っているのですけれども、例えばエレベーターの裏からエレベーターに乗れますと言っておきながら、実際に行ったら裏にいっぱい荷物が置いてあるということは多々あって、車椅子では行けないとかあるのですね。そういう場合は心のバリアフリー宣言に認定していたのを取り下げるとか、企業でしたらば、よくISOの規格のようなのがありますよね。そういうものを何か策定してはどうかと思います。でも、それを守ることによって企業とかいろんなところの価値が生まれると思うのですね。

今回の策定でも、子供たちに障害者の学習とかいろんなことをしていただいているのですけれども、その子供たちが働くまでまだ何年もかかります。これでは、2020年、これだけ共生社会と言っている東京オリンピック、パラリンピックには間に合わないと思いますので、ぜひこういうところに、そういう認定制度とか心のバリアフリー宣言認定マークとか、そういうのを厳しく取り締まるシステムとか、もちろんそういうのは責める形になってしまうかもしれないのですけれども、それが企業の価値とか病院の価値、学校の価値とかそういう団体の価値を高めるという意味でできるようなシステムづくりをしていただけたらなと思います。よろしく願いいたします。

#### 【駒村座長】

ありがとうございます。合理的配慮やさまざまな設備が実際にはまだ十分機能していな

いという事例の上で、実行性、浸透性を早めるためには、具体的に心のバリアフリー認定企業マーク、あるいは認定企業制度をつくったらどうかという御意見で、私も非常に感じる部分があります。事務局から、さらに踏み込んだお話ですけれども、いかがでしょうか。

#### 【岡西座長代理】

今おっしゃったように、この経済界協議会のほうが大変活発に、11月から活動していただいています、しっかり汎用性のあるプログラムを作って企業にも浸透させようという動きをしていただいています。そういう意味では、国が認定するのか、経済界協議会みたいなものが自主的にそういう認定をするのかも含めて、大変いい御提案だと思いましたので、経済界協議会とも相談しながら進めていきたいと思います。

あと、リフトつきバスについては、本当に日本は普及してなくて、かつ、接遇マニュアルの部分もできてなかったというご指摘をいただきましたので、今日は事業者の方も来ておられますので、交通については、特に接遇マニュアルをきめ細かく作ってまいります。その徹底は国交省で制度面について、法律改正までいくのかどうか御検討いただいているところです。

トイレについては、外形上見えない障害の方もおられるので、決してそういう方だったとは思わないですが、その辺のこともあるので、本当にこの問題は深く難しい問題だということを感じております。具体的な表示の仕方についても、今後踏み込んで、そのマニュアルづくりの中で議論していけたらと思っております。

#### 【駒村座長】

横に広いので、私が見落としている可能性があります、三浦さんでしょうか。

#### 【三浦委員】

全国特別支援学校長会の三浦でございます。教育に対しても色々な取組をここに記載していただいて本当にありがたく感じております。そういう中で少し気になるのが、例えば15ページのところに、「平成29年度においても引き続き行う」というような表現がありますが、2020はあくまでも通過点ということであり、「来年こうするだけでなく、それ以降もこれが引き続き行われる」というような表現にさせていただけるとありがたいと思っております。

それから、②の特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化事業のところ、「2020年に全国各地の特別支援学校を拠点とした」という記載がありますが、2020というのはオリパラを全国民で一体化してやっていくという中で、本当にこういった取組が変わるのだろうかという疑問があります。

実は今年の8月に、私のほうで全国の肢体不自由者特別支援学校に声をかけまして、ボッチャ甲子園というものを開きました。スポーツ庁からも後援をいただき行いました。九州からは熊本、大分、それから東北からは福島から学校が集まり、22校で開催しましたが、車椅子の子供たちが全国から集まってくるということは、とても大変なことです。交通機関、また宿泊関係、そういったことを考えていくと、これはすごく大きな取組であり、学校としては本当にありがたいことだと思いますが、現実問題として、2020が本当に可能なのかという

疑問があります。具体的に実際行えるような取組をぜひ考えてほしいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**【駒村座長】**

29年という表記と今のところの実行性についての御意見、御要望だと思います。事務局から、この2点、平成29年は当然のことながらという話だと思いますけれども、何かありますか。

**【森下委員】**

文部科学省の森下でございます。29年以降もという話は事務方のほうにお譲りいたします。私からは、スペシャルオリンピックの話、スポーツ庁さんがメインで対応しておりますのでございますが、私、特別支援学校の側で参加をしてございます。

2020年目指してこうしたことをやっていきたいということで、もう既にスポーツ庁のほうで来年度に向けた概算要求なども行っております。マークの話も出ておりますけれども、スペシャルプロジェクト2020に向けたマークの策定であるとか、もろもろの施策を盛り込んでおるようでございますし、特別支援学校の校長会の御協力もいただきながら、より具体的になるように進めてまいりたいと思っております。

**【駒村座長】**

ありがとうございます。事務局、平成29年度については、当然これは通過点であるので。ただ、これは当然予算は確保するぞと言っているにすぎないと。

**【岡西座長代理】**

そうですね。内閣官房の紙でもありますので、ちょっとその辺で慎重な書きぶりになっておりますが、気持ちはもう当然、ずっとこれからもやり続けるということなので、どこかそれはわかるようにちょっと配慮していきたいと思います。

**【駒村座長】**

テクニカルな言葉の使い方のようなので。ただ、当然継続していただくということは分科会としても期待しておりますし、要望するということだと思います。ほかはいかがでしょうか。久保さん、よろしくお願いいたします。

**【久保委員】**

全国手をつなぐ育成会連合会の久保でございます。この最終とりまとめの素案を読ませていただきまして、随分しっかりと中身を作っていただき、ありがとうございました。幾つか皆さんのお話を聞きまして、私の思うところを申し上げたいと思います。

1つは、教育などでの心のバリアフリーの学びの部分ですけれども、以前にも発言させていただきましたとおり、子供たちにどのようにすれば障害理解をしていただき、そして多様性を認め、心のバリアフリーにつながっていくかということをもう少し具体的にみんなで

知恵を絞る必要があるかなと思っています。

ただ、1つ、私どもの会としましては、擬似体験ができるようなツールを持っておりますので、その中で子供たちにも、手話も少し紹介をしながらやっていますので、そういうことを入れながら、子供たちに楽しく学んでいただくということも入り口としては有効ではないかなと思っています。

もう一つは、本人と支援者が、例えば社協の方だとか、それからほかの少し福祉のところに関係しておられる方々に、本人と支援者とで講演に行って、こういうことが伝わるように説明してみてくださいというようなことをやっているのですね。そうすると、一所懸命伝えようとするのですが、知的障害のある御本人にはなかなか伝わらなくて、わからんわからんというようなことになります。ではどうしたらこの人にこちらの言っていることが伝わるのか、またその方が思っておられることをこちらがどうしたら意思を確認できるのかということ、体験で学んでいただくというようなことをやっている人たちもおられますので、そういうことを教育の場でも、また教育以外の場でも、そういったことをしていただけたらありがたいなあと思っています。本人も講師の一人みたいな形でちゃんといわば働いてくれると思います。

マークの部分が今までいろいろお話がありました。マークの部分は別で御議論いただくということですので、ここで詳しく申し上げることはないと思いますけれども、ただ、余りいろんなマークがあると何が何だかみんながわからなくなってしまうというのもあるなあと思いました。助けてほしい人、助けますよという人が大きく2つあって、そして、助けますよという人たちには、広く浅くでもいいので、手話もお勉強していただいた上でマークをいただくというようなことをしていただけるととてもありがたいなあ。そのことを広められるような人をまずつくるということが必要になると思いますけれども、助けますよという人はその気持ちが一番大事なのですが、やはり意思疎通ができなかったら、助けますよということがなかなか伝わらないし、何を助けてほしいのかもわからないというのがあります。従いまして、少しさわりだけでもいいので、そういうちょっとコミュニケーションもとれるような講習を受けていただくようなこともしていただけたらいいかなと思っています。

最後ですけれども、心のバリアフリーの宣言をということで井手委員のほうから冒頭お話をいただきました。私ども、神奈川県相模原市の事件が起きたときにメッセージを出させていただきましたけれども、容疑者と同じような心ない言葉を私どもの事務局にもたくさんいただいております。そのことで改めて感じさせられたのが、まだまだ我が国は心のバリアフリーが必要だなということを強く強く感じました。そのときに、私どもはメッセージで、私たち家族があなたたちを守りますからということを上げたのですけれども、その後、自分たちも守るよということを明らかに言ってくださったところが余りなかったというのが私たち家族としてはとても残念に思っております。

できることなら、政府が国として守るよというような強いメッセージも出していただけたらありがたいと思っています。私たち当事者団体というのは、全国の国民から言うと、一握りのうちの一握りみたいな小さな組織となので、それを全国民の皆さんに、心のバリアフリー、多様性を認めてということを進めていこうとすると、政府の力強い宣言をメッセージとして出していただくこともぜひお願いしたいなあと思っています。以上です。ありが

とうございます。

**【駒村座長】**

ありがとうございます。具体的なお話がありまして、非常に私もそのとおりに思う部分があります。マークについては、今、広がりの部分と求めるレベルの部分、現状、恐らくトレードオフになりかねないというところはやはり心配な部分があると。本来はこれはトレードオフになってはいけない話だと思います。こういう社会を目指しているわけですが、今のお話を踏まえて、マークの検討会のほうで深い議論をしていただければと思います。ほかにいかがでしょうか。今日が最終とりまとめの最後の機会に。

福島先生、お願いいたします。

**【福島委員】**

とりまとめ案そのものについてではないのですが、今日出された意見について、今、久保さんもおっしゃって、また読売の井手さんも発言された心のバリアフリー宣言についてですよね。私も、相模原の事件の後、すごくショックで、幾つかの新聞、毎日とか朝日とかで、幾つかに書かせていただいたのですが、久保さんがさっきおっしゃったように、政府がどんな障害が重くても守りますよといった趣旨の宣言を出すのであれば意味があると思うのですが、事件の背景をどう解釈するかとか、事件の対策をどうするかというところは必ずしも主張が統一されていない。今の政府の対策についても賛否両論ありますので、よっぽどうまく考えた案をつくらないと、このタイミングでこの分科会で出すというのはどうなのかという、やや慎重にやったほうがいいというのが私の意見です。

それからもう一つ、井手さんがおっしゃった災害の名簿のことについて、これは私の体験なのですが、先日、ほかの用事で行ったついでに23区のある区の窓口に行って、私、目と耳両方障害あるので、災害のときの要支援者というのですか、支援を受ける名簿に入っていますかねと確認したら、調べてくださって、名前が入っていますねとおっしゃったのですが、これ、何していただけるのですかねと言ったら、それはそのときの状況によってはっきりしないと。消防が来るかもしれないし、警察が来るかもしれない。

私、見えなくて聞こえないから、家族がいない場合、1人しかいない場合は、外から何か呼びかけられてもわからないので、そのことを何とか消防に伝えてほしいのですがと言ったら、そういうことを詳しく書く欄がないので、備考欄が、10文字だったか15文字だったかは書けるけど。窓口で私は考えて、いかに短く書くかと。だから、非常時はドアを破壊してもよいとかいうふうに書いてもらったのですが、それで、これはすぐ伝えていただけますかと言ったら、いや、これは1年で1度しか伝えるタイミングがないから、最長1年待つてほしいと言われて、もし明日地震とか起きたらどうするのかないかと思いましたが、でも。

だから、もう少し、先ほどの、誰が誰を助けるかということもありますし、具体的にどんな支援が必要なのかということがきちんと伝わるような、それも申請したらすぐに消防や警察に伝わるような仕組みを考えていただかないと、名簿には載っているけれども、実際災害のときどうしていいのかわからないということになると困るなあというのが私の体験で

す。

もう一言、大学での取組のことを一言紹介したいのですが、いいですか。昨日たまたまやったので。心のバリアフリーなので、私たちが昨日やったのは、オリンピックとかパラリンピックをめぐる心や意識の問題についてのワークショップをやりました。オリンピックに実際に2度出た女子のバスケットボールの選手に来ていただいてお話を伺ったのですが、衝撃を受けたのは、彼女は、オリンピックの後、自分の心の中がいわば東日本大震災の後みたいに何もなくなっておっしゃったんですね。つまり、何もない。燃え尽きたということの、そういう言葉では表現できないぐらい、自分の人生がなくなってしまったような感じになる。オリンピックに出ようと思って頑張っても出られる人は限られているし、さらに、出てもメダルをとれる人は限られている。仮にとったとしても、次のオリンピックでとれるかわからないし、また選手を引退したらどうなるのかというすごい不安がある。そういう競争の世界の中で頑張ってきた自分というものをどうその後フォローするのかという、まさに心のケアみたいなものが重要なのではないかというお話があって、この後私が思ったことは、パラリンピックは、もしかするともっと過酷なのではないかと思ったんですね。

というのは、障害者は、ふだんはどんなに障害が重くても、いろんなことができなくても、人間として尊厳を持って生きているんだということをアピールしているのに、一方で、必死で頑張る努力してパラリンピックに出る。中には、できればオリンピックに出たいという人もいる。でも、これは結局、例えばオリンピックが米国のプロ野球の大リーグで、パラリンピックがマイナーリーグみたいな、つまり、二流オリンピックがパラリンピックみたいな図式になってしまわないか。それは非常に違和感があって、これはかつての、障害者も頑張る努力してリハビリやったり訓練やれば健常者に近づけますよという発想の延長線になりかねないところがあって、マスメディアの取り上げ方も何かその辺が混乱していますよね。パラリンピックで頑張っている人はオリンピックにも劣らないとか、記録的にも、頑張ればオリンピックに届くかもしれないみたいな。でも、そういう数直線上の比較ではなくて、私たちはできるできないというところから距離を置いたところで、障害の違いとか程度の違いとか、国や民族の違いを超えてスポーツを楽しむというスペシャルオリンピック的な価値観もすごく大事にしていきたいなあ。今日話を聞きながら、ここの分科会としてはそういうスタンスが重要なのではないかなあと思います。以上です。御参考まで。

#### 【駒村座長】

ありがとうございました。最後の部分が我々の考える社会のものの考え方、価値観にかかわる話だったので、非常に考えさせられるお話だったと思います。災害の問題は、制度を作っても、実際に機能する仕組みになってなければ何の意味もないではないかと今日何度も議論があった話ですので、もちろんこれはきちんと事務局に引き続き関係各省に連絡いただきます。この場でもはっきりと、制度があっても機能しないではないかという心配を非常に感じるというお話があったと思います。そろそろ時間も近づいたので、これで本日の議論、まとめたいと思います。多くの議論があったと思います。

私からも本当は一言希望がありまして、12ページに企業の取組があります。経済界、非常に今回積極的に対応していただいているのは私も感じております。人材採用の評価基準のところですけども、できましたら、もう既に採用されている方の人事評価にも、この障害



に対する心のバリアフリーの理解度を入れていただければと。座長としてでなくて、個人的なお願いでございます。

今日いろいろいただいた御意見でございますけれども、3つぐらいに分けて事務局に対応していただきたいと思えます。まず最終案にとりまとめる素案に反映していただく部分についてと、それから、今後も別途これは対応すべきテーマであった部分、これについてはどういう考え方で整理したかと。それから3つ目は、各省にきちんと関連項目として伝えていただきたいということがありますので、これもきちんと伝えていただいているかどうか。こういったところを確認して、次回また御報告いただきたいと思えます。

最後に、平田事務局長から本日の議事全般について発言をお願いしたいと思えます。よろしくお願いたします。

#### 【平田事務局長】

皆さん、今日も本当に長い間、また雪の中にも関わらずご出席いただきまして、本当にありがとうございます。元々、この会議は暑いときに、あつい議論をしていたのですけれども、今は本当に寒い時期になりました。この取組が毎月進展していることを肌で感じることができ、皆様には感謝しております。

企業においては経済界協議会の皆様方にリードしていただき、経営者の目線については随分検討が進んできたと思っており、あとは現場の仕事をどう変えていくかというところが課題だと思っております。霞が関も、それぞれの政策当局が自分の仕事として考えていただくようになったということは、この半年の大きな変化だと感じています。

この前も北海道の泊原子力発電所の防災訓練がありましたが、障害者、外国人を避難計画に取り込んで、かつ、雪の中における想定で訓練が実施されていきました。不満を含めて、意見が沢山出てきていきましたが、そのような防災訓練を実施したというのは、政府としてもよかったのではないかと思っております。また、中央省庁にパラリンピアンの方々に一緒に働いていただいて行政を鍛え直していただくということが重要だとも感じております。

そして、経営者の改革と現場の改革というものが2つ違うのだなと思うわけでありまして、今、経営者のほうについては大分動いてきているわけですが、現場の改革はまだまだの感があります。実際、行ったらトイレがあるのかとか、バスがどうなのだというところというのは非常に重要になりますし、あと、心のバリアフリーという大きなテーマを日本中に浸透させることと、障害の個別のケースに応じたものがきめ細かく対応できるのかというのがあるわけでありまして。しかし、最初からあまりにも、きめ細かいことが必要だと言ってキャンペーンを張ったときに、普通の人というか、毎日忙しい人たちにややこしいと言って拒否感が出るのではないかというのもまた避けなければいけないことでありまして、バランスが必要です。大きなトレンドを2020年に向けてつくりたいわけでありまして、それが大きなトレンドのスピードを落とさないで、うねりを落とさない範囲で、個別のことを日本全国にすり込むということ、これが大事だなと感じたわけでありまして。

このようなことをこれから定期的にチェックしなければいけないのですが、やはり、経営者の動きだけでなく、現場で実際にやるべきことが当たり前でできるのかということが非常に重要です。その観点から、田口さんの話が大変ありがたいのですが、この評価の目線が、

経営者のやる気、幹部のやる気だけでなく、具体的に現場がどう動いているのかということをしかりと評価するようなメカニズムを作っていくことこそが重要だと思っております。

役所が制度を作るときには、最もひどいケースを想定して、過剰なマニュアルといいますか、何かやってはいけないことだらけのマニュアルになりがちです。ですから、心のバリアフリーで躊躇なく手伝うというときには、最も重度の障害をもつ人を想定した場合、触ったらいけないということにもなりかねなくなってしまいます。役所はそういう最悪のことを想定した仕事をする訓練ができているものですから、そうなりすぎないように、きちっと目配りをした評価メカニズムを作っていくことが重要だと思った次第であります。

もう一回皆さんと議論できる場があります。今日は実質的に本当に深いお話をいただきまして、ありがとうございました。しかりととりまとめに向かいますので、一層の御支援をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

**【駒村座長】**

では、マイクを岡西座長代理に戻したいと思います。よろしくお願いいたします。

**【岡西座長代理】**

駒村座長、ありがとうございました。また、皆さん、本当に活発な御意見、ありがとうございました。

本日いただきました意見を踏まえて、12月20日に次回分科会を開催いたしまして、最終とりまとめを行いたいと思っております。少し予定の時間を超過いたしましたが、本日の会議はこれで終了いたします。本日の議事内容については、配布資料含め、内閣官房から公表を予定しておりますので、御了承ください。

皆さん、御参加ありがとうございました。これで終了でございます。本日はどうもありがとうございました。